WAKAMATSU OFFICE

# 若松税理士事務所通信

令和　８年　９月号　No.157

## ＜ごあいさつ＞

早いもので今年も夏が終わりましたが、まだまだ暑い日が続いておりますので、皆様お体ご自愛下さい。

また、台風が接近・上陸しやすいこの時期、風水害にも注意が必要です。日頃から防災対策をしましょう。

## ＜個人の確定申告・節税対策について＞

今年も早いもので、４ヶ月を切りました。確定申告の手続きまでには、まだまだお時間はありますが、そろそろ税金対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要がありますので、何点かご紹介致します。

① 青色申告承認申請の届出（来年度より適用）
② 青色専従者給与の届出（専従者雇用日から適用）又は変更（金額の基準を変更した時から適用）
③ 貸倒引当金の計上
④ 純損失の繰越し（３年間）
⑤ 少額減価償却資産（40 万円未満）の購入
⑥ 必要経費の確認・見直し
⑦ 倒産防止共済の加入・増額・前納
⑧ 小規模企業共済の加入・増額・前納
⑨ 確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ：イデコ）の加入・増額
⑩ 国民年金基金の加入・増額
⑪ 生命保険の加入（一般・介護医療・個人年金）
⑫ 医療費の領収書の集計（目安１０万円）
⑬ 配偶者特別控除の確認
⑭ ふるさと納税（寄付金控除）の活用
⑮ 住宅ローン控除（最大１０年間又は１３年間）
⑯ 所得拡大促進税制の活用
⑰ 消費税の簡易課税制度の検討・見直し

※上記の制度や内容の適用には、一定の条件がありますので、必ず税理士にご確認下さい。

## ＜９月・１０月の税金・労務関係＞

① ７月決算の確定申告・１月決算の中間申告
② 個人事業者の消費税等の予定納税の振替納税
…９月 29 日（火）
③ 個人市県民税の納付（第３期分）…１０月末日
④ 社会保険料の標準月額の変更…９月分
⑤ 労働保険料（延納第２期分）…１０月末日

## ＜最低賃金の改正について＞

令和８年度の地域別最低賃金改定の目安が厚生労働省より公表され、10 月から順次適用されます。

なお、今回の改定では、全国平均で 時給 1,176 円（前年度比＋55 円） となります。

・山口県：1,043 円→1,101 円（10/8 発効予定）
・福岡県：1057 円→1,114 円（10/4 発効予定）
・大分県：1,035 円→1,096 円（11/1 発効予定）
・長崎県：1,031 円→1,087 円（11/2 発効予定）

基本給や固定残業代、時給の見直しが必要となります。最低賃金を下回る賃金で雇用すると、労働基準監督署から是正指導を受ける可能性があります。早めに自社の給与体系を確認し、必要な改定を行いましょう。

## ＜若松家の出来事＞

現在、長男（中２）、次男（中１）、長女（小４）、三男（小１）の父親として育児に奮闘しております。

長い夏休みが終わり、２学期が始まりました。今年も花火・スイカ割りをして、花火大会・夏祭りに行って、たくさんの思い出をつくることができました。ただ、８月中旬にぎっくり腰になってしまい、家族には迷惑をかけてしましました。本当に激痛でした。

先月は毎年恒例の家族写真を撮りに行ってきました。子供達の成長を再確認できる良い機会で、今年で 12 年目になります。今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・ＦＡＸにて
お気軽にご連絡下さい。

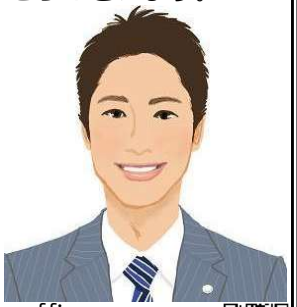

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電　話：083-242-1448
ＦＡＸ：083-242-1449
E-mail： info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com